



放課後等デイサービスとは・・・？



〇事業の内容

放課後等デイサービスとは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、福祉サービス（障がい児通所支援）の一貫として、**障がいのある就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供し、自立的な社会生活を送れるよう支援を行う施設**です。原則、授業の終了後もしくは休業日に、障害のある子どもの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な訓練を行うものでなければならず、単なる預かりサービスとは異なります。

〇放課後等デイサービスの基本的役割

子ども一人ひとりに合わせた「個別支援計画」に基づいて、5 領域（※）をすべて含めた総合的な視点を持って子どもやご家族と関わっていきます。

※5 領域：「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

①子どもの最善の利益の保証

生活能力の向上のための訓練や社会との交流の機会を設けて、支援を必要とする障がいのある子ども等に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験などを通じて、子ども一人ひとりに合わせた発達支援を行っていきます。

②共生社会の実現に向けた後方支援

地域社会に参加できるよう、障がいのある児童が地域社会へ積極的に参加できるように、他の子どもも含めた集団の中での成長をできるだけ保障する視点で関わっていきます。放課後児童クラブなどの一般的な子育て支援施策の後方支援として位置づけて、必要に応じて連携を図っていきます。

③保護者支援

子育ての悩みに対する相談や家庭内での養育等についての支援、保護者の時間を保障するための支援を行うことにより、保護者の方々が子どもにゆっくり向き合うゆとりと自信を回復できるような支援をしていきます。

（厚生労働省・放課後等デイサービスガイドラインに基づく）

〇対象となる方

身体の障がい・知的の障がい・発達を含む精神の障がいがあり、主に6歳から18歳までの就学している子どもが対象となります。自治体が発行する「**通所受給者証**」があれば利用でき、保護者は通いたい事業所と直接契約します。詳細は各自治体にお問い合わせください。

〇利用料について

放課後等デイサービスの利用料は、各家庭の所得や課税状況に応じて上限月額が設定されます。上限月額を超えた負担はありませんが、各事業所により食費や活動費などの実費分は上限月額に含まれないため、自己負担していただく必要があります。なお、右表のように放課後等デイサービスの負担上限月額は設定されます。

※詳細は各自治体・事業所にお問い合わせください。

世帯年収	上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
年収約890万円まで	4,600円
年収約890万円以上	37,200円

〇利用できる日数について

お住いの各自治体の決定により、利用者ごとにサービスの利用日数が設定されます。詳細は各自治体にお問い合わせください。

